

## 群馬県過疎地域等におけるオンライン診療体制整備事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県過疎地域等におけるオンライン診療体制整備事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、医療資源が少ないへき地及び過疎地域で情報通信機器を利用した診療（以下「オンライン診療」という。）を推進するための環境整備を支援することを目的とする。

### (補助の対象)

第3条 この補助金は、へき地又は過疎地域で診療を実施する医療機関においてオンライン診療を行うために実施する体制整備に対して補助する。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条の事業を実施する次に掲げる県内の医療機関のうち、診療報酬のオンライン診療料に係る施設基準の届出を行う（予定を含む）歯科を除く医療機関であって、群馬県知事が適当と認める者とする。

- (1) 別表1に掲げるへき地診療所（概ね半径4kmの区域内の人口が原則1,000人以上で、その区域内に他の医療機関がなく、かつ、そのへき地診療所から最寄りの医療機関まで、通常の交通機関を利用して30分以上かかる地区に設置されている診療所）
- (2) 別表2に掲げる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域及び特定市町村（旧過疎地域自立促進特別措置法において過疎地域として指定されており、かつ、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定要件を満たさない地域）で診療を実施する医療機関（ただし、過疎地域及び特定市町村と同一の保健医療圏に所在する医療機関とする。）

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的

に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算出)

第5条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第2欄に定める「基準額」と第3欄に定める「対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 補助事業者	2 基準額	3 対象経費
第4条第1項に掲げる医療機関	200千円	オンライン診療の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 情報通信機器（パソコン、タブレット端末に限る）の購入経費 (2) 事業実施に必要なシステムの導入に係る初期経費  ※リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別記様式第1号）を別に知事が指定する期日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

なお、知事が定める期間については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）」の例による。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び書類を備え付け、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、仕入控除税額報告書（別記様式第2号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) 補助事業者は、オンライン診療を実施するにあたっては、厚生労働省作成の最新の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。
- (12) 補助事業者は、補助事業により整備した設備は補助事業の目的に沿って使用するものとし、知事が別途実施する補助事業の成果等に関する調査に協力するものとする。

#### （事業の着手）

第8条 補助事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（別記様式第3号）をあらかじめ提出するものとする。

#### （変更申請）

第9条 補助事業者は交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（別記様式第4号）を別に知事が指定する期日までに提出するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、実績報告書（別記様式第 5 号）を事業完了後 20 日以内（第 7 条（3）により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 20 日以内）又は翌年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 特別の事情により、第 5 条から第 10 条までに定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

別表1 へき地診療所

二次保健医療圏	市町村	医療機関名
高崎・安中	安中市	公立碓氷病院細野出張診療所
		公立碓氷病院入山出張診療所
藤岡	上野村	上野村へき地診療所
	神流町	万場診療所
		神流町国民健康保険直営中里診療所
吾妻	中之条町	四万へき地診療所
		六合診療所
	長野原町	長野原町へき地診療所
	東吾妻町	東吾妻町国民健康保険診療所

別表2 過疎地域及び特定市町村

二次保健医療圏	市町村
高崎・安中	高崎市（旧倉渕村の区域）※
藤岡	藤岡市（旧鬼石町の区域）※
	上野村 ※
	神流町
富岡	下仁田町
	南牧村
吾妻	中之条町
	嬭恋村 ※
	東吾妻町
沼田	沼田市（旧利根村の区域）
	片品村
	みなかみ町
桐生	桐生市（旧黒保根村の区域）
	みどり市（旧東村の区域）

※・・・特定市町村